

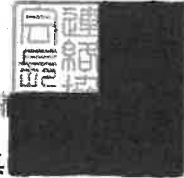
令和8年9月7日

大阪市長 横山英幸様

議会

大阪市障害児・者施設連絡協議会

会長 山内泰典



拝啓

平素は、大阪市の障がい者福祉行政にご尽力いただきましてお礼申し上げます
とともに当協議会の活動・運営にご支援ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
さて、令和9年度予算に対して、当協議会より要望書を出させていただきます。
つきましては、文書によるご回答をお願い申し上げます。

敬具

【 問合せ先 】

大阪市障害児・者施設連絡協議会 事務局

電 話 080-4760-8215

FAX 06-6815-0255

E-mail shoshikyo@ossk.org

2027（令和9）年度予算要望

大阪市障害児・者施設連絡協議会

1 福祉・介護人材の処遇改善と報酬体系の見直しについて

福祉領域と一般企業との給与水準・初任給の格差は著しく大きく、近年の物価高騰による経営圧迫も重なり、現在の報酬単価のままでは給与へ転嫁することが極めて困難であり、処遇改善手当においても障害福祉分野と高齢福祉分野との格差が存在していることや、地域活動支援センター等の一部事業は対象外となっている。

国に対して、基本報酬の引き上げ及び処遇改善加算、食事提供体制加算、補足給付費等の見直しに向けての働きかけを行うとともに、大阪市独自の処遇改善上乘せ補助ならびに地域活動支援センター等の処遇改善手当の対象外事業への手当支給措置を検討していただきたい。

2 障害福祉現場のICT・介護テクノロジー等の導入支援について

業務の効率化を目的としたICT・介護テクノロジー等の導入による職員の負担軽減（腰痛予防等）が急務であるが、Wi-Fiをはじめとする通信環境の未整備に加え、初期導入費用やランニングコストの高さが障壁となり、ICT・介護テクノロジー等の導入が進んでいない状況でもあることから、簡易な申請手続きで就労継続支援等の幅広い施設・事業所が活用できる大阪市独自の「ICT環境整備・電子化推進助成金」を創設していただきたい。

さらに、助成金の申請については、現在は募集から申請期日までが一週間程度と短いことが多いが、ゆとりを持って申請ができるためにも事前アナウンスを早めにしていただきたい。

3 移動支援の対象拡充と単価設定・報酬の見直しについて

障害者支援施設においては、利用者の余暇活動に伴う外出支援や、定例的・定期的を含む通院支援が移動支援事業の対象になっていないことから、大阪市独自の移動支援事業の対象に加えていただくとともに、利用者が制限なく移動支援サービスを利用できることで、地域社会との交流等が図れるように事業の対象を拡充していただきたい。

さらに、大阪市が設定する報酬単価と大阪府の最低賃金の上昇との乖離に加え、慢性的なヘルパー不足により、移動支援事業の維持が困難となり、事業廃止を検討や選択する事業所も増加していることで、結果的に利用者が移動支援を希望しても利用ができない状況になっていることから、単価設定や報酬の見直しをしていただきたい。

4 福利厚生等の充実と人員配置の整合性について

人員配置基準において、正職員の有給休暇は配置基準の算定に含まれる一方、非常勤職員の有給休暇に対しては対象とみなされず、月内での有給休暇分の時間数を別途確保する必要がある。

厚生労働省が有給休暇の取得を促進している昨今、非常勤職員の有給休暇についても出勤とみなすよう、市内の障害者施設・事業所を指導している大阪市として国に強く要望していただきたい。

5 障害者支援施設の個室化への改修・修繕経費の助成について

障害者支援施設の個室化について、特別養護老人ホームでは個室化の経費の全額が助成金の対象になっているが、障害者については対象外となっていることから、入所者の尊厳や人権を踏まえて、全ての入所施設を対象にしていきたい。

6 運営指導における対応について

昨今、就労支援事業所における高額の不正請求の事象があったが、日頃より様々な書類の提出、運営指導にあたって細かい書類の確認、間違いの指摘がされている一方で、今回の事象は大きな問題であると考えている。

今後の運営指導については、通報や問題・課題があると想定される施設・事業所を最優先に指導する観点を持って取り組んでいきたい。

7 医療型障害児入所施設における他院受診時の投薬制限見直しと措置費対応について

医療型障害児入所施設では、病院として療養病棟入院基本料を算定しており、病棟の入所児が他院を受診した場合、保険請求できるのは「受診日1日分の薬剤料と調剤料」のみとなっており、2日目以降の薬剤料は保険請求できないため入院医療機関と受診医療機関の間で合議請求（自費負担）となっている。

しかし、療養病棟でも専門外等の理由による他医療機関受診が必要なケースが多くあるため、投薬制限の撤廃または受診券で請求ができるよう国に要望するとともに大阪市独自の措置を検討していただきたい。

8 補装具費用の基準額超過分を措置費で対応できる制度改善について

障害児入所施設では、入所児の補装具を製作する際に措置児童は原則として補装具の購入・修理に要した費用の1割が自己負担になり措置費での請求が可能となっているが、基準額を超える費用は自己負担となっていることから措置費での請求ができるよう国に要望していただきたい。

9 障害児入所施設の入所児に対する児童発達支援等の利用について

現在、入所児は地域の保育所・幼稚園（公立を除く）、児童発達支援等の利用は認めていないが、国の「障害児入所施設の在り方に関する検討会」において利用を可能にするよう検討されている。

大阪市では、独自の療育支援事業があり、通所給付や療育につながらないこどもへの支援を実施しているが、在宅児を原則としていることから今年度の利用を不可とされた。

未就学の入所児がこどもらしく、こども同士の集団の学びや療育が受けられるよう制度の柔軟な運用ができるよう検討していただきたい。

10 相談支援事業に対する評価等について

令和7年12月時点で、障害児通所支援受給者数は約2万3千人であるが、障害児相談支援の決定者数は約1万2千人で過半数がセルフプランであると推測されるが、成人についてもほぼ同様である。

給付決定のあり方としては、本来は相談支援事業を利用することになっているものの、適正な支給決定及び相談支援事業の利用につながるよう、相談支援事業の質の向上に資する評価や処遇改善、適正な支給決定のあり方を示していただきたい。

さらに、相談支援従事者初任者研修等の受講がしやすくなるために、回数や定員を増やすなどの改善を大阪府に要望をしていただきたい。

11 前年度までに要望した項目の経過及び進捗状況について

令和8年度・令和7年度・令和6年度・令和5年度の予算要望において、当協議会より大阪市に要望した項目のうち、令和8年度要望において国や大阪府等に対して必要な対応・要望・連携等を行うと回答されていた項目の、その後の経過や進捗状況等について教えていただきたい。

さらに、令和7年度・令和6年度・令和5年度の予算要望において、当協議会より大阪市に要望した項目のうち、昨年度に回答いただいた国や大阪府等に対しての引き続いて要望等を行っていただいた結果により、制度化されたものや大阪市独自で対応された施策等があれば教えていただきたい。

令和8年度予算要望より

- ・物価高騰に伴う負担軽減のための財政措置に取り組んでいただきたい
- ・福祉人材の確保と育成・定着について
- ・施設の感染症を理由にキャンセルした通所施設や短期入所等の利用者の基本報酬分の補填について
- ・損害賠償保険について
- ・入所施設における高齢化に伴う補助金等について
- ・防災用品や感染対策物品等の補助について

令和7年度予算要望より

- ・児童発達支援の代替支援としてのリモート支援（オンライン保育）の算定について
- ・障がい児入所施設に入所する児童の携帯電話等の通信料について
- ・障がい児入所施設の実態把握について
- ・サービス管理責任者更新研修の要件緩和ならびに相談支援従事者研修・強度行動障がい支援者養成研修の定員拡大について
- ・入所施設利用者的高齢化・重度化に伴う職員体制及び通院対応について
- ・グループホームにおける通院等介助について

令和6年度予算要望より

- ・サービス管理責任者の実践研修の要件の緩和について
- ・地域の保育所等における障がい児（医療的ケア児含む）の受入れについて
- ・措置解除の事由に係る就職支援費（加算費）支給の有無について
- ・措置停止による受診券の利用停止について
- ・産休等代替職員補助金の対象施設拡大について

令和5年度予算要望より

- ・提出書類の簡素化・簡略化について
- ・障害児入所施設の職員配置の3対1について
- ・被虐待児受入加算の期限の延長（1年間で3年間に）について
- ・障害児入所施設の実態に見合った支給について
- ・大阪市内の保育所等で働く保育士を支援する各種事業の対象拡大について